

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 372,189円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和元年9月7日午後0時20分ごろ

(2) 事故発生場所 ふじみ野市市沢三丁目地先

(3) 事故の内容 相手方の運転する車両が道路を走行していた際に、なんぼの道に植栽されている木の枝が折れ、当該車両の上に落下した。

(4) 被害の程度 相手方車両のボンネットの破損

令和元年11月12日

ふじみ野市長 高 畑 博